

亀山市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第9号

亀山市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

亀山市職員の育児休業等に関する規則（平成17年亀山市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条の3第1号中「保育所」の次に「及び認定こども園」を加え、「実施」を「利用」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。